

四国運輸局管内造船所数

(令和7年4月1日現在)

造船法		小型船造船業法	造船所数合計
許 可	届 出	登録	
造船所数	造船所数	造船所	
53	19	34	106

(注)

1. 国土交通省資料による
2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船(500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。)及び木船を製造、修繕することができる造船所
4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数